

経済産業省

平成 15・12・19 原院第 12 号

平成 1 5 年 1 2 月 2 6 日

一般用電気工作物の定期調査の方法に関する基本的な要件及び標準的な調査項目 について

経済産業省原子力安全・保安院

一般用電気工作物の安全水準の更なる向上を図るため、電気保安の観点から重要な屋内配線の絶縁状態等の確認や当該電気工作物の所有者又は占有者が居室内において日常的に行う安全確認の徹底を図るため、分電盤における重点的な調査及び需要家に対する的確な問診等を行うに当たり、保安上必要となる基本的な要件及び同要件に基づく標準的な調査項目について、以下のとおり定める。

一般用電気工作物の定期調査の方法に関する基本的な要件及び標準的な調査項目について

電気事業法第五十七条及び同法第九十二条に規定する調査のうち、同法施行規則第九十六条の規定により四年に一回以上（3．を除く。）行う調査（以下「定期調査」という。）を適切に実施する観点から、分電盤における重点的な調査及び一般用電気工作物の所有者又は占有者（以下「需要家」という。）の保安意識の醸成のための問診等を行うに当たり、基本的な要件及び標準的な調査項目を次のとおり定め、平成16年4月1日から運用することとする。

なお、一般用電気工作物の一層の保安確保について（平成8年3月15日8公技第5号）及び一般用電気工作物の調査について（平成12年4月20日12資公電技第6号）は、平成16年3月31日限り、廃止する。

1．一般用電気工作物の定期調査の方法に関する基本的な要件

（1）屋外における調査

屋外に露出して施設されている引込口配線、屋外配線等について、目視等により他物との離隔その他の施設状況についての確認を行うこと。

（2）屋内における調査

分電盤における調査

イ 外観調査

目視等により破損や異臭その他の施設状況についての確認を行うこと。

ロ 絶縁状態の確認

絶縁抵抗計又は漏れ電流計を用いて、主開閉器から負荷側の電路の絶縁状態の確認を行うこと。

ハ 開閉器の端子点検

単相三線式の配線設備を有する需要家にあつては、中性線が欠相することによる事故を防止するため、開閉器の端子部の点検を行うこと。

需要家への問診等

電気安全パンフレット等を用いて、居室内での電気機械器具の安全確保のポイントなど電気の使用に伴う危険の発生を防止するための自己診断方法等についての説明を行うこと。また、需要家施設の状況に応じた電気安全の助言を行うとともに、需要家の電気安全に係る意識の醸成を図ること。

（3）需要家不在時等における調査

需要家の不在等により分電盤における調査や需要家への問診が行えない場合にあつては、屋外の測定可能な場所において電路の絶縁状態の確認等を行うとともに電気安全に係る周知を図ること。

2. 基本的な要件に基づく標準的な調査項目

(1) 屋外における調査

- 引込口配線取付点等の絶縁処理状況の確認
- 引込口配線等と他物との離隔状況の確認
- 引込口配線等と他物との接触などの電線の損傷状況の確認
- 引込口配線支持等への電線の固定状況の確認
- 建物等の貫通部における電線及び引込口の保護状況の確認
- その他屋外設備の施設状況の確認

(2) 屋内における調査

分電盤における調査

- イ 分電盤及び開閉器の破損、充電部露出、変形、異臭、錆、塵埃、端子部の異常などの施設状況の確認
- ロ 開閉器容量に対する電線容量の適切な組合せの確認
- ハ 絶縁状態の確認
 - ・絶縁抵抗計を用いて主開閉器から負荷側の電路と大地との間の絶縁抵抗の測定
 - ・漏れ電流計を用いて分電盤内等の測定可能な箇所において漏洩電流の測定上記測定結果に異常が認められる場合は、絶縁抵抗計等を用いて不良回路の調査を実施
- ニ 中性線の端子部の状態の確認
上記状態確認でねじの緩み等異常が認められる場合は、ねじの増締め等を実施

需要家への問診等

- イ 電気安全パンフレット等を用いた説明
 - ・安全確保のポイント
分電盤の機能、開閉器の種類とその機能、コードやプラグの扱い方、テーブルタップの使い方、アースの取付、電気機械器具の取付、地震時の取扱い等
 - ・自己診断方法
漏電遮断器テストの必要性和テストの操作方法、コンセントやプラグの定期点検方法等
- ロ 問診
 - ・前回調査以降の電気機械器具の取付や取替状況、不具合発生箇所等上記問診の結果、需要家から居室内の立入りについて求めがあった場合は、実施可能な範囲で目視点検を実施

(3) 需要家不在時等における調査

2回目の訪問時にも需要家が不在の場合又は屋内に立ち入ることについて需要家の承諾が得られない場合は、屋外における調査を行う一方、屋内における調査に代えて以下の調査等を実施

- 屋外の測定可能な場所において、漏れ電流計による測定
- 電気安全パンフレット等の配布

3. 特定施設に関する調査

一般用電気工作物の定期調査のうち「寝たきり老人宅」(一人住まいの場合に限る。)及び次の各号に属する一般用電気工作物(電灯電力の合計契約電力が10 kW以上のものに限る。)にあっては、毎年一回以上実施すること。

- (1) 自治体又は公益法人が所有するプール施設であって、公衆又は特定多数の人が利用するもの。
- (2) 公衆浴場法(昭和二十三年法律第百三十九号)に基づく公衆浴場。ただし、蒸気浴を行うもの、電熱器等を熱源として高温低湿の空気を利用するもの及び個室において客に接触する役務を提供するものを除く。
- (3) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく幼稚園、小学校、中学校、盲学校、ろう学校及び養護学校
- (4) 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)に基づく保育所。
- (5) 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に基づく病院及び診療所であって、患者を収容する設備を有するもの。
- (6) 老人福祉法(昭和三十三年法律第百三十三号)に基づく老人福祉施設。
- (7) 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)に基づく重要文化財(建築設備に限る。)